

2 回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案に対する 我が国の主なコメント案

1 ISPM 23「検査の指針」附属書案「栽培地検査」

[43] 3. 栽培地検査及び特定サーベイランス

【修正案】

[43] **3. Field inspection and specific surveillance**

[44] National plant protection organizations may use field inspection to verify conformity with phytosanitary requirements for the international movement of plants as described in this annex. ~~NPPOs may but and it can also be used it~~ as part of specific surveillance (ISPM 6 (*Surveillance*)) ~~for the purposes of to determineing~~ pest status in accordance with ISPM 8 (*Determination of pest status in an area*).

(仮和訳)

[43] **3. 栽培地検査及び特定サーベイランス**

[44] 国家植物防疫機関は、本附属書に記載されている植物の国際的な移動に関する植物検疫要件への適合性を確認するために栽培地検査を使用することができる。~~が、として、また、~~国家植物防疫機関は特定サーベイランス (ISPM 6 (サーベイランス)) の一部として ISPM 8 (ある地域におけるペストステータスの決定) によるペストステータスを判断する目的でために栽培地検査を使用することもできる。

【理由】

1 回目の加盟国協議では栽培地検査と特定サーベイランスの違いを明確に書き分ける説明となっていたが、今回の案では栽培地検査と特定サーベイランスの目的が異なることが分かりにくくなっている。栽培地検査と特定サーベイランスの目的が異なることを示す修正を提案。

2 ISPM 26 の改正「ミバエ科のミバエに対する有害動植物無発生地域の設定及び維持」

全体意見
【意見案】 ペストステータスが非存在 (absent) である地域と有害動植物無発生地域の違いを明確化すべき。 【理由】 有害動植物無発生地域は ISPM 4 (有害動植物無発生地域の設定及び維持) の要件に基づき、国家植物防疫機関により設定・維持されることで、<u>植物検疫措置として用いられる</u>。 そのため、FF-PFA についても、単に対象のミバエ種が発生していない地域、すなわち<u>ペストステータスが非存在の地域</u>ではなく、本 ISPM の要件に基づき国家植物防疫機関により、FF-PFA として設定・維持された地域であることを明確にすべきである。 【参考: ISPM 5 (植物検疫用語集) の定義】※太字は ISPM 5 に定義されている用語 (ある地域における) ペストステータス (pest status in an area) ある地域におけるある有害動植物の現時点における存在又は非存在であって、適当な場合、その分布を含む。現在及び過去の有害動植物記録、並びにその他の情報に基づいて専門家の判断を用いて 公的に決定される。

全体意見
【意見案】 1 回目の加盟国協議案で「FF-PFA ステータス (FF-PFA status)」と記載のあった箇所が「FF-PFA 指定 (FF-PFA designation)」に置き換えられているが、「FF-PFA ステータス」に戻すことを提案。 【理由】 ・ IPPC 条約及び ISPM 4 (有害動植物無発生地域の設定のための要件) の要件に基づく「PFA の指定 (designation)」は、PFA の<u>設定の過程における対応の1つ</u>である。設定過程中の PFA は、維持のための対応がされていないため、まだ植物検疫措置として利用はできない。 ・ 「PFA の一時停止、回復、撤回」とは、PFA を設定後、<u>検疫措置として PFA を維持していることを一時停止、回復、撤回すること</u>である。しかしながら、今回「FF-PFA ステータス」を「FF-PFA 指定」へ変更したため、設定過程中の FF-PFA を一時停止、回復、撤回すると読めてしまう。 ・ 第 1 回目の各国協議後、「FF-PFA ステータス」を「FF-PFA 指定」へ変更した理由は、ペストステータスが非存在 (absent) である地域と有害動植物無発生地域の混同を避けるためと思われる。 ・ 前述の全体意見のとおり、ペストステータスが非存在 (absent) である地域と有害動植物無発生地域 (PFA) は異なるものである。このことを、本 ISPM 内で違いを明確化することができれば(パラグラフ 49 を修正)、「FF-PFA 指定」を「FF-PFA ステータス」へ戻しても混同は避けられると考える。

[45] 定義

【修正案】

[47] In this standard, the pest specified in an FF-PFA is referred to as the “target fruit fly” regardless of whether it is a single species, multiple species or multiple genera.

after [47] Because some species of fruit fly are known to infest parts of a plant other than fruit, references to “fruit” in this standard should be understood to include other parts of the plant, such as stems and leaves, that these species of fruit fly may infest.

(仮和訳)

[47] この基準において、FF-PFA で指定された有害動植物は、単一種、複数種、または複数属のいずれであるかに関わらず、「対象ミバエ」と呼ぶ。

[47] の後 ミバエのいくつかの種は果実以外の植物部分に寄生する可能性があるため、この基準で「果実」に言及する時は、そのミバエ種が寄生する可能性のある茎や葉などの他の宿主植物部分も含まれると理解する必要がある。

【理由】

ISPM 26 が対象とするミバエの例示として、茎葉を加害部位とするミバエ類である *Euleia* 属及び *Strauzia* 属等が新たに追加された。これら果実以外を寄生部位とする対象ミバエについては、寄主植物調査の対象部位あるいは寄生部位を果実に限定できる科学的根拠はないことから、これらのミバエ類では「fruit」を「果実以外の加害部位」を含むものとして解釈できるようにする必要がある。

[48] 要件の概要

【修正案】

[48] **Outline of requirements**

[49] An FF-PFA is a phytosanitary measure that may be used to protect plant resources and facilitate safe trade. It is an area where a national plant protection organization (NPPO) should determine that its pest status is absent in accordance with ISPM 8 (including when the target fruit fly has been eradicated in accordance with ISPM 9) and establish and maintain it as a pest free area in accordance with this standard. National plant protection organizations (NPPOs) should consider an FF-PFA to be a phytosanitary measure that, when used alone, is sufficient for managing the pest risk posed by a specified fruit fly.

(仮和訳)

[48] 要件の概要

[49] FF-PFA は、植物資源の保護と安全な貿易の促進を目的として使用される植物検疫措置である。これは、国家植物防疫機関(NPPO)が ISPM 8 に従って有害動植物ステータスが不存在であると判定し (ISPM 9 に従って対象のミバエが根絶されている場合を含む)、この基準に従って有害動植物無発生地域として設定および維持する必要がある地域である。国家植物防疫機関(NPPO)は、FF-PFA を、単独で使用する場合に指定されたミバエがもたらす病害虫リスクを管理するために十分な植物検疫

措置として考慮すべきである。

【理由】

全体意見で述べた通り、有害動植物ステータスが不存在（absent）である地域と有害動植物無発生地域の違いを明確にするため、FF-PFA は有害動植物ステータスが不存在な地域であることに加え、国家植物防疫機関が有害動植物無発生地域として設定及び維持する必要がある地域であることを明示する。

[48] 要件の概要

【修正案】

[51] Sterile fruit flies released in a sterile insect technique are not considered to be the target fruit fly pests in an FF-PFA, as they may be used as part of a pest control programme in the FF-PFA and buffer zone and ~~disperse into the FF-PFA.~~

（仮和訳）

[51] 不妊化技術により放たれた不妊のミバエは、これらのミバエが FF-PFA 及び緩衝地帯における有害動植物防除プログラムの一環として使用され ~~FF-PFA 内に分散する可能性があるため~~、FF-PFA において 対象ミバエ有害動植物とはみなされない。

【理由】

緩衝地帯に放飼した不妊のミバエが FF-PFA に分散する可能性がある、と記載されているが、有害動植物防除プログラムとして緩衝地帯だけでなく FF-PFA 内に不妊のミバエを放飼する事例も想定されるため。

[117] 5.5 ミバエ無発生地域として認定されるための基準

【修正案】

[117] 5.5 Criteria for the area to qualify as a fruit fly pest free area

[119] To provide confidence that the target fruit fly is not present in the area, a determination that the area is free from the target fruit fly should be made only after a sufficient period without evidence of a breeding population. The required period should be predetermined, based on scientific information such as trapping sensitivity, fruit fly fecundity, voltinism (especially, if the target fruit fly is multivoltine, the required period should be multiple generation) and environmental conditions including temperature, and it should provide a sufficient level of confidence that the area is free from the target fruit fly.

（仮和訳）

[119] 対象ミバエが当該地域に存在しないことを確認するため、当該地域に対象のミバエがいないとの判定は、繁殖個体群の存在を示す証拠がない十分な期間を経た後で行うべきである。必要な期間

は、トラップ感度、ミバエの繁殖力、ミバエの化性(特に対象ミバエが多化性の場合、必要な期間は複数世代期間であるべき)及び温度を含む環境条件などの科学的情報に基づいて事前に決定すべきであり、当該地域に対象ミバエがいないという十分な信頼水準を提供すべきである。

【理由】

対象ミバエの非存在を確認するために必要な期間を決定するためには、ミバエの繁殖力よりも、非存在が維持された世代数を考慮する必要がある。そのため、一定の期間に繰り返す世代数に影響する化性(ミカンコミバエなどのように年数回発生する多化性であるか、ミカンバエのように1年に1回発生する一化性であるか)を判断材料に加えるべきである。

また、多化性のミバエの1世代は1化性ミバエの1世代より短く、限られた期間で確実に対象ミバエが非存在であることを確認できない可能性がある。このため、対象ミバエが多化性の場合には非存在を確認するために複数世代を確認する必要がある旨を追記。

[123] 6. ミバエの有害動植物無発生地域の維持

【修正案】

[123] 6. Maintenance of the fruit fly pest free area

- [124] The NPPO of the exporting country should set up a programme to ensure maintenance of the FF-PFA. This programme should be risk-based and should incorporate at least the following elements:
- [125] a regulatory framework to control the movement of regulated articles;
- [126] surveillance and collection of relevant data to ~~inform the management of~~ maintain the FF-PFA, including a framework for reporting pest detections; and
- [127] a corrective action plan, with associated provisions for suspension and reinstatement of the FF-PFA designation in accordance with ISPM 4.

(仮和訳)

[123] 6. ミバエの有害動植物無発生地域の維持

[124] 輸出国の NPPO は、FF-PFA の維持を確保するためのプログラムを策定すべきである。このプログラムはリスクベースであり、少なくとも以下の要素を含むべきである:

- [125] 規制対象品の移動を規制するための法的枠組み;
- [126] FF-PFA の維持のための管理について報告するための、有害動植物の発見を報告するための枠組みを含む、サーベイランス及び関連データの収集; 及び
- [127] 是正措置計画、並びに ISPM 4 に従った FF-PFA 指定の停止及び回復に関する関連規定。

【理由】

FF-PFA を管理(management)することは、FF-PFA を維持(maintain)するための1つの要素であるため。また関連データの収集及びサーベイランスは FF-PFA の管理について報告するためだけではなく、FF-PFA を維持するために行われることから修正を提案。

附属書 1：ミバエの特定サーベイランス（トラップ調査と果実のサンプリング）

[211] 3. サンプルの取り扱いと種の同定

【修正案】

[211]3. Handling of samples and identification of species

[214] Information about the sample should be recorded. For example:

- [215] date and location of sample collection;
- [216] type of sample (fruit or trap sample);
- [217] type of trap and type of attractant, if applicable;
- number, sex and developmental stage of fruit fly individuals;
- host information (species and number of host plants);
- [218] condition of the sample (fresh or decayed);
- [219] name and contact details of person collecting the sample; and
- [220] any other observations.

（仮和訳）

[211] 3. サンプルの取り扱いと種の同定

[214] サンプルに関する情報は記録する必要があります。例えば、

- [215] サンプル採取日と場所；
- [216] サンプルの種類（果実またはトラップのサンプル）；
- [217] トラップの種類と誘引剤の種類（該当する場合）；
- ミバエ個体の数、性別、発育ステージ
- 寄主情報（寄主植物の種及び数量）
- [218] サンプルの状態（新鮮または腐敗した）；
- [219] サンプルを採取する者の氏名および連絡先情報；および
- [220] その他の指摘

【理由】

チチュウカイミバエやモモミバエなどのトラップでは雄だけでなく雌が捕獲されることもある。また果実から発見される場合は発見された個体が卵や幼虫のケースもある。これら発見個体の性別及び発育ステージは、繁殖個体群の判断基準となっており（未成熟なミバエや抱卵雌など）、重要な情報であるため追加を提案する。また、サンプリングした寄主植物の種及び数量も発生状況等を推定する際の重要な参考情報となる。

附属書 3：有害動植物無発生地域内で繁殖個体群が検出された場合の防除措置

【修正案】

~~[264] When a breeding population of the target fruit fly is detected within an FF-PFA, an eradication area (see Figure 1) and related control measures should be initiated. This is the case for both established populations and, where applicable (see section 2 of Annex 2), populations that are not able to establish. The objective of control measures should be to~~

eradicate the population of the target fruit fly and restore the FF-PFA, protect the surrounding FF-PFA, and meet the phytosanitary import requirements of importing countries. In particular, control measures are needed because movements of regulated articles from and through an eradication area pose a potential risk of spreading the target fruit fly.

(仮和訳)

[264] ~~対象ミバエの繁殖個体群が FF-PFA 内で検出された場合、根絶区域(図 1 参照)を設定し、関連する防除措置を開始する必要がある。この場合、定着した個体群および、適用可能な場合(附属書 2 のセクション 2 参照)に定着できない個体群の両方に適用される。防除措置の目的は対象のミバエの個体群を根絶し、FF-PFA を回復させ、周辺の FF-PFA を防除し、輸入国の植物検疫輸入要件を満たすことである。特に、根絶区域からまたは根絶区域を通過する規制品目の移動が、対象ミバエのまん延の潜在的なリスクとなるため、防除措置が必要である。~~

【理由】

パラグラフ 264 の1文目及び2文目は是正措置の実施基準について言及しているが、附属書2のセクション1及び2の内容を要約したものであり、内容が重複するため削除して差し支えない。

さらに、2文目で「適用可能な場合、定着できない個体群にも防除措置を適用する」と記載があるが、附属書2のセクション2(パラグラフ 240)では、「検出された個体群が定着不能な個体群(ISPM 8 に基づく有害動植物のステータスが「存在:一時的」に該当する場合)である場合、措置を講じる必要はない。」とあることと矛盾しており、定着できない個体群に対しても防除措置が必要であるような誤解を与えるため削除を提案する。

3 ISPM 28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」附属書案

Pseudococcus baliteus (コナカイガラムシ科)に対する放射線照射処理

[30] 処理スケジュール
【修正案】 [30] Treatment schedule [31] Minimum absorbed dose of 183 Gy to prevent the <u>development of F1 generation neonates of hatching of eggs from <i>Pseudococcus baliteus</i>.</u> (仮和訳) [30] 処理スケジュール [31] <i>Pseudococcus baliteus</i> の <u>F1 世代の1齢幼虫の発生卵が孵化することを妨げる</u>最低吸収線量は 183 Gy である。 【理由】 本処理基準の根拠文献(※)では、 No F1 generation neonates developed from a total of 47,316 late females irradiated at the measured dose of 107.7–182.5 Gy, resulting in the treatment efficiency of 99.9937% at the 95% confidence level. (仮和訳: 測定線量 107.7～182.5 Gy で照射された合計 47,316 頭の後期雌からは F1 世代の1齢幼虫は発生せず、処理効果は 95%信頼水準で 99.9937%となった。) となっており、根拠文献の表現を使用した方が正確であるため、修正を提案。 ※Zhao, Q.-Y., Ma, F.-H., Deng, W., Li, Z.-H., Song, Z.-J., Ma, C., Ren, Y.L., Du, X. & Zhan, G.-P. 2023. Phytosanitary treatment of the aerial root mealybug, <i>Pseudococcus baliteus</i> (Hemiptera: Pseudococcidae) using gamma and X-ray irradiation. <i>Journal of Economic Entomology</i>, 116 (5) 1567–1574. https://doi.org/10.1093/jee/toad170

(以上)